

かへすぐこゝろぐるしくさふらふ。詮するところ、そのところの縁ぞつきさせたまひさ
ふらん、念佛をさへらるなんぞ、まふさんことに、ともかくもなげき、おぼしめすべから
ずさふらふ。念佛とどめんひとこそ、いかにもなりさふらはめ、まふしたまふひとは、な
にかくるしく候べき。餘のひとびとを縁として、念佛をひろめんと、はからひあはせた
にかくこと、ゆめくあるべからずさふらふ。そのところに念佛の、ひろまりさふらはんこ
まふこと、ゆめくあるべからずさふらふ。そのところに念佛の、ひろまりさふらはんこ
とも、佛天の御はからひにてさふらふべし。慈信坊がやうくに、まふしささふらふなるに
よりて、ひとぐも、御こゝろどものやうくに、ならせたまひさふらふよし、うけたま
はりさふらふ。かへすぐ不便のことにさふらふ。ともかくも佛天の御はからひに、まか
せまいらせたまふべし。そのところの縁ぞつきて、おはしましさふらはば、いづれのどこ
ろにても、うつらせたまひさふらふて、おはしますやうに、御はからひさふらふべし。慈

信坊がまふしささふらふことを、たのみおぼしめして、これよりは、餘の人を強縁として、
念佛ひろめよとまふすこと、ゆめく、まふしたことさふらはず、きはまれる、ひがご
とにてさふらふ。この世のならひにて、念佛をまたげんことは、かねて佛のどきをかせ
たまひてさふらへば、ふごうき、ふぼしめすべからず。やうくに慈信坊がまふすこと
を、これよりまふしささふらふと、御こゝろえさふらふ、ゆめくあるべからずさふらふ。
法門のやうもあらぬさまに、まふしなしてさふらふなり。御耳にきいれらるべからずさ
ふらふ。きはまれるひがごどもの、きこえさふらふ、あさましくさふらふ。入信坊なん
ごも、不便におぼえさふらふ。鎌倉にながるしてさふらふらん、不便にさふらふ。當時そ
れもわづらふべくてぞ、さてもさふらふらん、ちからをよばずさふらふ。奥郡のひとく
の、慈信坊にすかされて、信心みなうかれあふて、おはしましささふらふなること、かへす

ぐあはれに、かなしふかばえさふらふ。これも、ひとぐを、すかしまふしたるやうに、
きこえさふらふこと、かへすぐあさましく、かばえさふらふ。それも日ごろ、ひとぐ
の信の、まだまらずさふらひけることの、あらはれてきこえさふらふ。かへすぐ不便に
さふらひけり。慈信坊がまふすことによりて、ひとぐの日ごろの、信のたぢうぎあふ
て、かはしましさふらふも、詮するところは、ひとぐの信心の、まことならぬことの。
あらはれてさふらふ。よきことにてさふらふ。それを、ひとぐは、これよりまふしたる
やうに、かばしめしあふてさふらふこそ、あさましくさふらへ。日ごろやうぐの御ふみ
ごもを、かきもちて、かはしましあふてさふらふ、かひもなく、かばえさふらふ。「唯信
鈔」やうぐの御文ごもは、いまは詮なくなりてさふらふと、かばえさふらふ。よくく、
かきもたせたまひてさふらふ法門は、みな詮なくなりてさふらふなり。慈信坊にみなした

がひて、めでたき御文ごもは、すてさせたまひあふてさふらふと、きこえさふらふこそ、
詮なくあはれに、かばえさふらへ。よくよく「唯信鈔」、「後世物語」などを、御覽ある
べくさふらふ。年ごろ、信ありとかほせられあふて、さふらひけるひとぐは、みなそら
ごとにて、さふらひけりときこえさふらふ。あさましくさふらふ、く。なにごともなに
ごとも、またくまふしさふらふべし。

親

鸞

正月九日

三

(御消息集第十一通)

一。諸佛稱名の願ごまふし、諸佛咨嗟の願ごまふしさふらふなるは、十方衆生をすゝめ
んためときこへたり。また十方衆生の疑心をごめんれうときこへてさふらふ。彌陀經の、

十方諸佛の證誠のやうにてきこえたり。詮するところは、方便の御誓願ご信じまいらせ
さふらふ。念佛往生の願は、如來の往相廻向の、正業正因なりとみえてさふらふ。まことの信心あるひとは、等正覺の彌勒とひどしければ、如來とひどしとも、諸佛のほめさせたまひたりとこそきこへてさふらへ。また彌陀の本願を信じさふらひぬるうへには、義なきを義とすとこそ、大師聖人のかほせにてさふらへ。かやうに義のさふらふらんかぎりは、他力にはあらず、自力なりときこへてさふらふ。また他力とまふすは、佛智不思議にてさふらふなるときには、煩惱具足の凡夫の、無上覺のさどりを、えさふらふなることをば、佛と佛のみ御はからひなり、さらに行者はからひにあらずさふらふ。しかれば、義なきを義とすとさふらふなり。義とまふすることは、自力のひとのはからひをまふすなり。他力には、しかれば義なきを義とすとさふらふなり。このひとのかほせのやうは、これには、

つやくとしらぬことにてさふらへば、とかくまふすべきにあらずさふらふ。また來の字は、衆生利益のためには、きたるごまふす方便なり、さどりをひらきては、かへるごまふす。ときにしたがひて、きたるもの、かへるのもまふすともみへてさふらふ。なにごもくまたくまうすべくさふらふ。

親

鸞

二月九日

慶西御坊

御返事

歎

異

鈔

200

竊廻愚案。粗勘古今、歎異先師日傳之真信思有後學相續之疑惑。幸不レ依ニ有
縁知識者、爭得入易行一門哉。全以自見之覺悟、莫レ亂他力宗旨。仍故親鸞聖
人御物語之趣、所留耳底、聊註之、偏爲散同心行者之不審也、云云。

一。彌陀の誓願不思議にたすけられまいらせて往生をばさぐるなりと信じて念佛まうさん
とふもひたつこころのかころどきすなはち攝取不捨の利益にあづけしめたまふなり。彌陀
の本願には、老少善惡のひとをえらばれず、たゞ信心を要どすとするべし。そのゆへは、
罪惡深重、煩惱熾盛の衆生をたすけんがための願にてまします。しかれば本願を信せんに
は他の善も要にあらず念佛にまさるべき善なきゆへに、惡をもかそるべからず、彌陀の本

願をさまたぐるほどの悪なきゆへにと。云云。(第一節)

一。かのむの十餘箇國のさかひをこえて身命をかへりみずしてたづねきたらしめたまふ御
こころざし、ひとへに往生極樂のみちをとひきかんがためなり。しかるに念佛よりほかに
往生のみちをも存知し、また法文等をもしりたるらんとこころにくくおぼしめしあはしま
してはんべらんは、かほきなるあやまりなり。もししからば、南都、北嶺にもゆきしき學
生たちおほく座せられてさふらふなれば、かのひとくともあひたてまつりて往生の要よ
くよくきかるべきなり。親鸞にふきては、たゞ念佛して彌陀にたすけられまいらすべしと
よきひとのおほせをかうふりて信するほかに別の子細なきなり。念佛はまことに淨土にむ
まるゝたねにてやはんべるらん、また地獄にかつべき業にてやはんべるらん、總じてもて
存知せざるなり。たゞ法然上人にすかされまいらせて念佛して地獄にふちたりとも、さ

201

らに後悔すべからずさふらう。そのゆへは自餘の行をはげみても佛になるべかりける身
が、念佛をまふして地獄にもおちてさふらはばこそすかされたてまつりてごいふ後悔もさ
ふらはめ、いづれの行もかよびがたき身なれば、とても地獄は一定すみかぞかし、彌陀の
本願まことにおはしまさば釋尊の説教虛言なるべからず、佛説まことにおはしまさば善導
の御釋虛言したまふべからず。善導の御釋まことならば法然のかほせそらごとならんや。
法然のかほせまことならば親鸞がまふすむねまたもてむなしかるべからずさふらふ歟。證
するところ、愚身が信心にかきてはかくのごとし。このうへは、念佛をどりて信じたてま
つらんとも、またすてんとも面々の御はからひなりと。云云。(第二節)

一。善人なをもて往生をとぐ、いはんや惡人をや。しかるを世のひとつねにいはく惡人な
を往生す、いかにいはんや善人をや。この條一旦そのいはれあるににたれども本願他力
の意趣にそむけり。そのゆへは自力作善のひとはひとへに他力をたのむこゝろかけたるあ
ひだ彌陀の本願にあらず。しかれども自力のこゝろをひるがへして他力をたのみたてまつ
れば眞實報土の往生をとぐるなり。煩惱具足のわれらはいづれの行にても生死をはなるゝ
ことあるべからざるをあはれみたまひて願をかこしたまふ本意、惡人成佛のためなれば
他力をたのみたてまつる惡人もとも往生の正因なり。よて善人だに往生す、まして惡人は
とふほせさふらひき。(第三節)

一。慈悲に聖道淨土のかはりめあり。聖道の慈悲といふはものをあはれみ、かなしみ、は
ぐくむなり、しかれどもふがごとくたすけとぐることきはめてありがたし。また淨土
の慈悲といふは念佛して、いそぎ佛になりて大慈大悲心をもてふがごとく衆生を利益
するをいふべきなり。今生にいかにいとをし不便とふもふとも存知のごとくたすけがたけ

ればこの慈悲始終なし。しかれば念佛まうすのみをするとほりたる大慈悲心にてさふらふべきと。云云。(第四節)

一。親鸞は父母孝養のためにさて一遍にても念佛まうしたることいまださふらはず。そのゆへは、一切の有情はみなもて世々生々の父母、兄弟なり。いづれもくこの順次生に佛になりてたすけさふらふべきなり。わがちからにてはげむ善にてもさふらばこそ念佛を廻向して父母をもたすけさふらはめ。たゞ自力をすていそぎ淨土のさとりをひらきなば、六道、四生のあひだいづれの業苦にしづめりども、神通方便をもてまづ有縁を度すべきなりと。云云。(第五節)

一。專修念佛のともがらのわが弟子、ひとの弟子といふ諍論のさふらふらんこと、もてのほかの子細なり。親鸞は弟子一人ももたすさふらふ。そのゆへは、わがはからひにて、ひ

とに念佛をまふさせさふらはゞこそ弟子にてもさふらはめ。ひとへに彌陀の御もよほしにあづかりて念佛まふしさふらふひごをわが弟子とまうすこときはめたる荒涼のことなり。つくべき縁あればともなひ、はなるべき縁あればはなるゝことのあるをも師をそびきてひとにつれて念佛すれば往生すべからざるものなりなんぞいふこと不可説なり。如來よりたまはりたる信心をわがものがほにどりかへさんとまふすにや、かへすべくもあるべからざることなり、自然のことなりにあひかなはゞ、佛恩をもしり、また師の恩をもしるべきなりと。云云。(第六節)

一。念佛者は無碍の一^い道なり、そのいはれいかんごなれば、信心の行者には天神地祇も敬伏し、魔界外道も障碍することなし。罪惡も業報を感ずることあたはず、諸善もかよぶことなきゆへなりと。云云。(第七節)

一。念佛は行者のために非行、非善なり。わがはからひにて行するにあらざれば非行といふ。わがはからひにてつくる善にあらざれば非善といふ。ひとへに他力にして、自力をはなれたるゆへに、行者のためには非行、非善なりと。云々。(第八節)

一。念佛まうしさふらへども踊躍歡喜のこゝろふろそかにさふらふことまたいそぎ淨土へまいりたきこゝろのさふらはぬはいかにとさふらふべきことにてさふらふやらんとまうしりてさふらひしかば、親鸞もこの不審ありつるに唯圓房かなじこゝろにてありけり。よくく案じみれば天にふどり地にふどるほどによろこぶべきことをよろこばぬにていよいよ往生は一定どふもひたまふべきなり。よろこぶべきこゝろをふさへてよろこばせざるは煩惱の所爲なり。しかるに佛かねてしろしめして煩惱具足の凡夫とふほせられたることなれば他力の悲願はかくのごときのわれらがためなりけりとしられていよいよたのもしくふ

ばゆるなり。また淨土へいそぎまいりたきこゝろのなくて、いさゝか所勞のこともあるれば死なんずるやらんとこゝろばそくかばゆることも煩惱の所爲なり。久遠劫よりいままで流轉せる苦惱の舊里はすべてがたく未だうまれざる安養の淨土はこひしからずさふらふこと、まことによくく煩惱の興盛にさふらふにこそ、なごりかしくふもへども娑婆の縁つきてちからなくしてをはるときにかの土へはまいるべきなり。いそぎまいりたきこゝろのなきものをことにあはれみたまふなり。これにつけてこそいよ／＼大悲大願はたのもしく往生は決定と存じさふらへ、踊躍歡喜のこゝろもあり、いそぎ淨土へまいりたくさふらはんには煩惱のなきやらんとあやしくさふらひなましと。云々。(第九節)

一。念佛には無義をもて義とす、不可稱、不可說、不可思議のゆへにとおほせさふらひき。そもそもくかの御在生のむかし、かなじこゝろざしをしてあゆみを遼遠の洛陽にはげまし、

信をひとつにして心を當來の報土にかけしともがらは、同時に御意趣をうけたまはりしか
ども、そのひとくにともなひて念佛まふさるゝ老若そのかずをしらずかはしますなか
に、聖人のふほせにあらざる異義ごもを近來はかほくかほせられあうてさふらふよし、つ
たへうけたまはるいはれなき條々の仔細のこと。(第十節)

一。一文不通のともがらの念佛まふすにあふてなんぢは誓願不思議を信じて念佛まふす
か、また名號不思議を信するかと、いひふざろかしてふたつの不思議の仔細をも分明にい
ひひらかずしてひとのこゝろをまどはすこと、この條かへすくもこゝろをとどめてふも
ひわくべきことなり。誓願の不思議によりてやすくたもち、となへやすき名號を案じいだ
したまひてこの名字をとなへんものをむかへとらんと御約束あることなれば、まづ彌陀の大悲大願の不思議にたすけられまいらせて生死をいづべしと信じて、念佛まうさるゝも如

來の御はからひなりとかもへば、すこしもみづからのはからひまじはらざるがゆへに、本
願に相應して眞實報土に往生するなり。これは誓願の不思議をむねと信じてまつれば名
號の不思議も具足して誓願名號の不思議ひとつにしてさらにことなることなきなり。つ
ぎにみづからのはからひをさしはさみて善惡ふたつにつきて往生のたすけさはり二様にふ
もふは誓願の不思議をばたのまずしてわがこゝろに往生の業をはげみてまうすところの念佛
佛をも自行になすなり。このひとは名號の不思議をもまた信ぜざるなり。信ぜざれども邊
地、懈慢、疑城、胎宮にも往生して果遂の願のゆへにつるに報土に生ずるは名號不思議の
ちからなり。これすなはち誓願不思議のゆへなればたゞひとつなるべし。(第十一節)

一。經釋をよみ學せざるどもがら往生不定のよしのこと、この條すこぶる不足言の義とい
ひつべし。他力眞實のむねをあかせるもろくの正教は本願を信じ念佛をまうさば佛にな

る、そのほかなにの學問かは往生の要なるべきや。まことにこのことはりにまよひはんべらんひとはいかにも學問して本願のむねをしるべきなり。經釋をよみ學すといへども聖教の本意をこころえざる條もども不便のことなり。一文不通にして經釋のゆくちもしらざらんひとのとなへやすからんための名號にてかはしますゆへに易行といふ。學問をむねとするは聖道門なり、難行となづく。あやまで學問して名聞利養のふもひに住するひと、順次の往生いかばあらんずらんといふ證文もさふらふぞかし。當時、專修念佛のひとと聖道門のひとと諍論をくはだてゝわが宗こそすぐれられ、ひとの宗はかとりたりといふほどに、法敵もいできたり謗法もおこるなり。これしかしながらみづからわが法を破謗するにあらずや。たゞひ諸門ござりて念佛はかひなき人のためなり、その宗あさし、いやしがいふとも、さらあらそはずして、われらがごとく下根の凡夫、一文不通のものゝ信すればたず

かるよしうけたまはりて信じさふらへば、さらに上根のひとのためにはいやしくともわれらがためには最上の法にてまします、たゞひ自餘の教法はすぐれたりともみづからがためには器量ふよばさればつとめがたし、われもひとも生死をはなれんことこそ諸佛の御本意にてかはしませば、御さまたげあるべからずとて、にくひ氣もせずは、たれのひとかありてあだをすべきや。かつは諍論のところにはもうくの煩惱ふくる、智者遠離すべきよしの證文さふらふにこそ。故聖人のおほせにはこの法をば信する衆生もあり、そしる衆生もあるべしと佛ときをかせたまひたることなれば、われはすでに信じたてまつる、またひとありてそしるにて佛説まことなりけりとしられさふらふ、しかれば往生はいよ／＼一定ともひたまふべきなり、あやまでそしるひとのさふらはざらんにこそいかに信するひとはわれどもそしるひとのなきやらんともおぼえさふらひぬべけれ、かくまうせばとてかなら

すひとにそしられんとにはあらず、佛のかねて信説ともにあるべきむねをしろしめしてひとのうたがひをあらせじとときをかせたまふことをまうすなりとこをさふらひしか。いまの世には學問してひとのそしりをやめん、ひとへに論議問答（ろんぎ もんだふ）をむねとせんとかまへられさふらふにや。學問せばいよいよ如來の御本意（にょらい）をしり悲願の廣大のむねをも存知して、いやしからん身にて往生（わうじょう）はいかじなんごとあやぶまんひこにも、本願には善惡、淨穢なきがもむきをとききかせられさふらはどこぞ學生の甲斐（かくひ）にてもさふらはめ。たまくなにごいろもなく本願に相應して念佛するひとをも學問してこそなんごといひかざること、法の魔障（まきやう）なり佛の怨敵（おんてき）なり。みづから他力の信心かくるのみならず、あやまで他（た）をまよはさんとす。つゝしんでおそるべし。先師の御こゝろにそむくことを、かねてあはれむべし、彌陀の本願にあらざることを。（第十二節）

一。彌陀の本願不思議にかはしませばとて悪（あく）をかそれざるはまた本願ばかりとて往生（わうじょう）かなふべからずといふこと、この條本願をうたがふ、善惡の宿業（しゆくごよ）をこころえざるなり。よきこゝろのかころも善業のもよほすゆへなり。惡事のかもはれせらるゝも惡業のはからふゆへなり。故聖人のかほせには兎毛（うのけ）、羊毛（ひつとうけ）のさきにゐるちりばかりもつくるつみの宿業（しゆくごよ）にあらずといふことなしとするべしとさふらひき。またあるとき唯圓房はわがいふことをば信ずるかとかほせさふらひしあひだ、さんさふらふとまうされさふらひしかば、さらばわがいはんことたがふまじきかとかさねてかほせのさふらひしあひだ、つゝしんで領狀（りょうじょう）まうされてさふらひしかば、たとへばひとを千人ころしてんや、しかば往生は一定すべしとかほせさふらひしひき、かほせにはさふらへども一人もこの身の器量（きりやう）にてはころしつべしともおぼへずさふらふとまうされてさふらひしかば、さてはいかに親鸞（しんらん）がいふことをたがふま

じきとはいふぞ、これにてしるべし。なにごともこゝろにまかせたることならば、往生の
ために千人ころせといはんにすなはちころすべし。しかれども一人にてもころすべき業縁
なきによりて害せざるなり。わがこゝろのよくてころさぬにはあらず。また害せじとふも
ふとも百人千人をころすこともあるべしとふほせのさふらひしは、われらがこゝろのよき
をばよしとかもひ、あしきことをばよしとかもひて本願の不思議にてたすけたまふといふ
ことをしらざることをかほせのさふらひしなり。そのかみ邪見にかちたるひとあて、悪を
つくりたるものたすけんといふ願にてましませばとてわざとこのみて悪をつくりて往生
の業とすべきよしをいひて、やうくにあしさまなることのきこえさうらひしどき、御消
息にくすりあればとて毒をこのむべからずとこそあそばされてさふらふは、かの邪執をや
めんがためなり。またく惡は往生のさはりたるべしとにはあらず。持戒持律にてのみ本願

を信すべくばわれらいかでか生死をはなるべきや。かゝるあさましき身も本願にあひたて
まつりてこそげにほこられさふらへ。さればとて身にそなへざらん惡業はよもつくられさ
ふらはじものを。またうみかはにあみをひき、つりをして世をわたるものも野やまにし、
をかり鳥をとりて、いのちをつぐともがらもあきなひをもし田畠をつくりてすぐるひとも
たゞかなじことなり、さるべき業縁のもよほせばいとなるふるまひもすべしとこそ聖人は
おほせさふらひしに、當時は後世者ぶりしてよからんものばかり念佛まふすべきやうにふ
もひあるひは道場に貼文をして、なんなんのことしたらんものをば道場へいるべからずな
んごいふこそ、ひとへに賢善精進の相をほかにしめしてうちには虚假をいだけるものか。
願にほこりてつくらんつみも宿業のもよほすゆへなり。さればよきこともあしきことも業
報にさしまかせてひとへに本願をたのみまいらすればこそ他力にてはさふらへ。唯信鈔に

も彌陀いかばかりのちからましますとしりてか罪業の身なれば、すくはれがたしどかもふべきとさふらふぞかし。本願にほこるこゝろのあらんにつけてこそ他力をたのむ信心も決定しなぬべきことにてさふらへ。おほよそ惡業煩惱を斷じつくしてのち本願を信ぜんのみぞ願にほこるかもひもなくてよかるべきに、煩惱を斷じなばすなはち佛なり、佛のためには五劫思惟の願その詮なくやましまさん。本願ばこりどいましめらるゝひとくも煩惱不淨具足せられてこそさふらふげなれば、それは願にほこらるゝにあらずや。いかなる惡を本願ばこりといふ、いかなる惡がほこらぬにてさふらふべきぞや。かへりてこゝろをさなきことか。(第十三節)

一。一念に八十億劫の重罪を滅すと信すべしといふこと、この條は十惡五逆の罪人、日ごろ念佛をまうさずして、命終のときはじめて善知識のおしへにて一念まうせば八十億劫の

罪を滅し、十念まうせば八十億劫の重罪を滅して往生すといへり。これは十惡五逆の輕重をしらせんがために、一念十念といへるが滅罪の利益なり。いまだわれらが信するところにふよばず。そのゆへは彌陀の光明にてらされまいらするゆへに一念發起する時金剛の信心をたまはりぬればすでに定聚のくらひにふさめしめたまひて命終すればもろくの煩惱障を轉じて無生忍をさどらせたまふなり。この悲願ましまますばかゝるあさましき罪人いかでか生死を解脱すべきとおもひて一生のあひだまうすどころの念佛はみなことぐく如來大悲の恩を報じ德を謝すとおもひて一生のあひだまうすどころの念佛はみなことぐく信せんはすでにわれどつみをけして往生せんとはげむにてこそさふらふなれ。もししからば、一生のあひだまうすともふことみな生死のきづなにあらざることなれば、いのちつきんまで念佛退轉せずして往生すべし。たゞし業報かぎりあることなれば、いかなる

不思議のことにもあひ、また病惱苦痛をせしめて正念に住せずしてをはらんに念佛まうすことかたし。そのあひだそのつみをばいかゞして滅すべきや。つみきえざれば、往生はかなふべからざるか。攝取不捨の願をたのみたてまつらばいかなる不思議ありて罪業をふかし念佛まうさずしてをはる共、すみやかに往生をとぐべし。また念佛のまうされんもたゞいまさどりをひらかんする期のちかづくにしたがひて、いよ／＼彌陀をたのみ御恩を報じたてまつるにてこそさふらはめ。つみを滅せんとおもはんは自力のこゝろにして臨終正念をいのるひとの本意なれば、他力の信心なきにてさふらふなり。（第十四節）

一。煩惱具足の身を以てすでにさどりをひらくといふこと、この條以てのほかのことにはふらふ。即身成佛は真言秘教の本意、三密行業の證果なり。六根清淨はまた法華一乘の所說、四安樂行の威徳なり。これみな難行上根のつとめ、觀念成就のさどりなり。來

生の開覺は他力淨土の宗旨、信心決定の道なるがゆへなり。これまた易行下根のつとめ、不簡善惡の法なり。かほよそ今生にかいては煩惱惡障を斷ぜんことはきはめてありがたきあひだ、真言、法華を行する淨侶なもて順次生のさどりをいのる。いかにいはんや、戒行、慧解ともになしこいへども、彌陀の願船に乗じて生死の苦海をわたり、報土のきしにつきぬるものならば煩惱の黒雲はやくはれ法性の覺月すみやかにあらはれて盡十方の無碍の光明に一味にして一切の生を利益せんときにこそさどりにてはさふらへ。この身をもてさどりをひらくとさふらふなるひとは、釋尊のごとく種々の應化の身をも現じ、三十一相、八十隨形好をも具足して說法利益さふらふにや。これをこそ今生にさどりをひらく本どはまうしさふらへ。和讃に金剛堅固の信心の、さだまるときをまちえてぞ、彌陀の心光攝護をして、ながく生死をへだてけるとさふらふは、信心のさだまる時にひとたび攝取してすて

たまはされば六道に輪廻すべからず。しかればながく生死をばへだてさふらふぞかし。かくのごとくしるを、さることはいひまさらかすべきや。あはれにさふらふをや。淨土真宗には今生に本願を信じてかの土にしてさとりをばひらくとならひさふらふぞとこそ故聖人のおほせにはさふらひしか。(第十五節)

一。信心の行者自然にはらをもたてあしまなることをもおかし同朋同侶にもあひて口論をもしてはかならず廻心すべしといふこと、この條、斷惡修善のこゝちか。一向專修のひどにひいて廻心といふことたゞひとたびあるべし。その廻心とは日ごろ本願他力真宗をしらざるひと彌陀の智慧をたまはりて日ごろのこゝろにては往生かなふべからずとふもひてものこゝろをひきかへて本願をたのみまいらするをこそ廻心とはまうしさふらへ。一切のこととに、あしたゆうべに廻心して往生をとげさふらふべくば、ひどのいのちはいづりいき、いるほどをまたずしてをはることなれば、廻心もせず柔和忍辱のふもひにも住せざらんさきに命つきなば攝取不捨の誓願はむなしくならせおはしますべきにや。くちには願力をたのみたてまつるといひて、こゝろにはさこそ悪人をたすけんといふ願不思議にましますといふとも、さすがよからんものをこそたすけたまはんすれどかもふほどに願力をうたがひ他力をたのみまいらすることをかけて、邊地の生をうけんこと、もどもなげきかもひたまふべきことなり。信心まだまりなば往生は彌陀にはからはれまいらせてすることなればわがはからひなるべからず、わろからんにつけてもいよいよ願力をあふぎまひらせば自然のことはりにて柔和忍辱のこゝろもいでくべし。すべてよろづのことにつけて往生には賢こきかもひを具せずして、たゞほれぐと彌陀の御恩の深重なることつねにふもひいだしまいらすべし。しかれば念佛もまふされさふらふ。これ自然なり。わがはからはざる

を自然ごまうすなり。これすなはち他力にてまします。しかるを自然ごいふことの別にあ
るやうに、われものしりがほにいふひとのさふらふよしうけたまはる、あさましくさふら
ふ。(第十六節)

一。邊地の往生をとぐるひとつゐには地獄にふつべしといふこと、この條なにの證文にみ
えさふらふぞや。學生たるひとのなかにいひださることにてさふらふなることをあさま
しくさふらへ。經論正教をばいかやうにみなされてさふらふらん、信心かけたる行者は
本願をうたがふによりて邊地に生じてうたがひのつみをつぐのひてのち報土のさどりをひ
らくこそうけたまはりさふらへ。信心の行者すくなきゆへに化土におほくすゝめいれら
れさふらふをつゐにむなしくなるべしとさふらふなるこそ如來に虛妄をまうしつけまい
せられさふらふなれ。(第十七節)

一。佛法の方に施入物の多少にしたがひて大小佛になるべしといふこと、この條不可説な
り不可説なり、比興のことなり、まづ佛に大小の分量をさだめんことあるべからずさふら
ふ。かの安養淨土の教主の御身量をとられてさふらふもそれは方便法身のかたちなり。法
性のさどりをひらいて長短、方圓のかたちにもあらず、青、黃、赤、白、黒のいろをもは
なれなば、なにをもてか大小をさだむべきや。念佛まふすに化佛をみたてまつるといふこ
とのさふらうなるこそ、大念には大佛をみ、小念には小佛を見るといへるか。もしこのこ
とはりなんごにはしひきかけられさふらふやらん。かつはまた檀波羅密の行ともいひつべ
し。いかにたからものを佛前にもなげ師匠にもほどこすとも信心かけなばその詮なし。一
紙牛錢も佛法のかたにいれすとも他力にこころをかけて信心ふかくばそれこそ願の本意に
てさふらはめ。すべて佛法にことをよせて世間の慾心もあるゆへに同朋をいひかざるる

にや。(第十八節)

一。右條々はみなもて信心のことなるよりここかこりさふらふか。故聖人の御ものがたりに法然聖人の御どき御弟子をのかずかはしけるなかにかなじ御信心のひとも、すくなくかはしけるにこそ、親鸞御同朋の御なかにして御相論のことさふらひけり。そのゆへは善信が信心も聖人の御信心もひとつなりとおほせのさふらひければ、勢觀房、念佛房なんどまふす御同朋達もてのほかにあらそひたまひていかでか聖人の御信心に善信房の信心ひとつにはあるべきぞとさふらひければ、聖人の御智慧才覺ひろくおはしますにひとつならんとまうさばこそひがごとなられめ、往生の信心にかいては全くことなることなし、たゞひとつなりと御返答ありけれども、なをいかでかその義あらんといふ疑難ありければ、詮するところ聖人の御まへにて自他の是非をさだむべきにて。この子細をまふしあげければ、法

然聖人のおほせには源空が信心も如來よりたまはりたる信心なり。善信房の信心も如來よりたまはらせたまひたる信心なり、さればたゞひとつなり。別の信心にてかはしまさんひとは源空がまいらんする淨土へはよもまいらせたまひさふらはじとおほせさふらひしかば、當時の一向專修のひとびとのなかにも親鸞の御信心にひとつならぬ御こともさふらふらんとおぼえさふらふ。いづれもくくりごとにてさふらへどもかきつけさふらふなり。露命わづかに枯草の身にかゝりてさふらふほどにこそ、あひともなはしめたまふひとびと御不審をもうけたまはり聖人のおほせのさふらひしかもむきをもまうしきかせまひらせさふらへども、閉眼のちはさこそしごけなきことどもにてさふらはんすらめとなげき存じさふらひて、かくのごとくの義ともおほせられあひさふらふ、人へにもいひまよはされなんごせらることのさふらはんときは、故聖人の御こころにあひかなひて御もちるさふ

らふ御聖教おんじやうけうどもをよくく御覽ごらんさふらふべし。かほよそ聖教しやうけうには眞實權假しんじつせんげどもにあひまじはりさふらふなり。權ごんをして實じつをとり、假けをさしこきて眞しんをもちゐることそ聖人の御本意しやうにんごほんいにてはさふらへ、かまへてく聖教じやうけうをみ、みだらせ給たまふまじくさふらふ。大切の證文しよふもんぞも小々ぬきいでまいらせさふらうて目めやすにしてこの書しょにそへまいらせてさふらふなり。聖人しやうじんのつねのかほせには彌陀みだの五劫思惟ごごくしゆの願ねがんをよくよく案あんすればひとへに親鸞しんらん一人ひとりがためなりけり。さればそくばくの業ごとをもちける身みこみにてありけるをたすけんとおぼしめしたちける本願ほんがんのかたじけなざよと御述ごじゆつ懐くわいさふらひしことを、いままた案あんぜるに善導ぜんどうの自身じしんはこれ現あらわに罪惡生死ざいあくじやうの凡夫ほんぶ、曠劫こうごくよりこのかたつねにしづみつねに流轉るてんして出離しゆりの縁えんあることなき身みどしれどいふ金言きんげんにすこしもたがはせかはしまさず。さればかたじけなくわが御身ごみにひきかけて、われらが身みの罪惡ざいあくのふかきほどをもしらす如來の御恩ごおんの、たかきことをもし

らずして、まよへるをかもひしらせんがためにてさふらひけり。まことに如來の御恩ごおんといふことをばさたなくして、われもひともよしめしといふことをのみ申まつしあへり。聖人のふほせには善惡せんあくのふたつ、總じて以そんて存知ぞんちせざるなり。そのゆへは、如來の御おんこゝろによしとおぼしめすほどにしりとほしたらばこそあしさをしりたるにてもあらめ、如來のあしだふぼしめすほどにしりとほしたらばこそあしさをしりたるにてもあらめど、煩惱具足ほんなんぐそくの凡夫ほんぶ、火宅無常ほたくむじょうの世界せかいはよろづのことみな以いてそらごと、たはごと、まことあることなきに、たゞ念佛ねんぶつのみぞまことにてかほせしますどこをかほせはさふらひしか。まことにわれもひともそらごとをのみまうしあひさふらふなかにひとつのかいたましきことのさふらふなり。そのゆへは念佛ねんぶつまふすについて、信心のふもむきをもたがひに問答もんだしひとにもいひきかするとき、ひとのくちをふさぎ相論さりろんをたんために、全くかほせにてなきことをも、かほせとの

みまふすことあさましくなげき存じさふらふなり。このむねをよくくふもひどきこゝろ
えらるべきことにさふらふ。これさらにわたくしのことばにあらずといへども經釋のゆ
くちをもしらず法文の淺深をこゝろえわけたることもさふらふねば、さだめておかしきこ
ごにてこそさふらはめども、故親鸞聖人のふほせごとさふらひしむを百分が一、か
たはしばかりをもふもひいでまいらせてかきつけさふらふなり。かなしきかなや、さいは
ひに念佛しながら直に報土にむまれずして邊地にやどをとらんこと、一室の行者のなかに
信心ことなることなからんためにななく筆をそめて、これをしるす。なづけて、歎異鈔を
といふべし。外見あるべからず。

右斯聖教者爲當流大事聖教也。於無宿善機無左右不レ可許レ之者也。

釋蓮如御判

口傳鈔（略抄）

□（第三章）

一。無碍の光曜によりて無明の闇夜はるゝ事。

本願寺の上人^{親鸞}あるとき門弟に示してのたまはく。つねにひどのしるどころ、夜あけて
日輪はいづや、日輪いで、夜あくや、兩篇なんぢいかんがしるど云々。うちまかせてひ
どみなふもへらく、夜あけてのち日いづとこたへまふす。上人のたまはく。しからざるな
りと。日いでてまさに夜あくるものなり。そのゆへは日輪まさに、須彌の半腹を行度する
どき、他州のひかり、ちかづくについて、この南州^{なんしゆ}あきらかになれば、日いで、夜はあく
といふなり。これは、たゞへなり。無碍光の日輪照觸せざるときは、永々昏闇の無明の夜

あけず。しかるにいま宿善^{しゆくせん}ときいたりて、不斷難思^{ふだんなんし}の日輪^{にちりん}、貪瞋^{ぞんじん}の半腹^{はんぱく}に行度^{ぎやう}するどき、無明^{むめい}やうやくやみはれて、信心^{しんじん}たちまちに、あきらかなり。しかりといへども、貪瞋^{ぞんじん}の雲霧^{うん}かりにかほふによりて、炎王^{えんわう}清淨^{しやうじやう}等の日光^{にちくわう}あらはれず。これによりて煩惱障眼^{ほんのうしやうけんざん}雖不^{ふりう}能見^{むけん}とも釋し、已能雖破^{いのうするは}無明闇^{むめいあん}とものたまへり。日輪の他力^{ほかぢから}いたざるほどは、われと無明^{むめい}を破すといふことあるべからず。無明^{むめい}を破せずば、また出離^{しゆり}その期^{とき}あるべからず。他力をもて無明^{むめい}を破するがゆへに、日いでのち夜^よあくといふなり。これさきの光明^{くわうみやう}名號^{みやうがう}の義に、こゝろかなじといへども、自力他力を分別^{ぶつべつ}せられんために、法譬^{ほひ}を合して、おほせごとありきと云々。

□ (第十四章)
一。體失不體失の往生の事。

聖人親鸞^{しやうにんしんらん}のたまはく、先師聖人空^{おん}の御^ごとき、はかりなき法門^{ほふもん}諍論^{じやうろん}のことありき。善信^{ぜんしん}は念佛往生^{ねんぶわうじやう}の機^きは、體失^{たいしお}せずして往生^{わうじやう}をとぐといふ。小坂^{こさか}の善惠房^{ぜんゑふ}空^{ぱう}は體失^{たいしお}してこそ往生^{わうじやう}はとぐれと云々。この相論^{さうろん}なり。こゝに同朋^{どうほう}のなかに勝劣^{しよれつ}を分別^{ぶんべつ}せんがために、あまた大師^{だいし}聖人空^{おん}の御前^{まへ}に参じてまふされていわく、善信^{ぜんしん}の御房^{おんばう}と、善惠^{ぜんゑ}の御房^{おんばう}と法門^{ほふもん}諍論^{じやうろん}のことはんべりとて、かみくだんのかもむきを一一のべまふるゝところに大師聖人空^{おん}のかほせにのたまはく、善信房^{ぜんしんばう}の體失^{たいしお}せずして往生^{わうじやう}すとたてらるゝ條は、やがてざぞと御證判^{ごしようはん}あり。善惠房^{ぜんゑのばう}の體失^{たいしお}してこそ往生^{わうじやう}すとたてらるゝも、またやがてざぞとおほせあり。これによりて兩方^{りやうぽう}の是非^{ぜい}わきまへがたきあひだ、そのむねを衆中^{しゆちゆう}よりかさねて、たづねまふすところに、かほせにのたまはく、善惠房^{ぜんゑ}の、體失^{たいしお}して往生^{わうじやう}するよしのぶるは、諸行^{しよぎ}往生^{わうじやう}の機なればなり。善信房^{ぜんしんばう}の、體失^{たいしお}せずして往生^{わうじやう}するよしまふるゝは念佛往生^{ねんぶわうじやう}の機なればな

り。如來教法元無二なれども、正爲衆生機不同なれば、わが根機にまかせて領解する條、宿善の厚薄によるなり。念佛往生は佛の本願なり。諸行往生は本願にあらず。念佛往生には臨終の善惡を沙汰せず、至心信樂の歸命の一心、他力よりさだまるとき、即得往生住不退轉的道理を善知識にあふて、聞持する平生のきざみに治定するあひだ、この穢體亡失せずごいへども、業事成辨すれば、體失せずして往生すといはるゝ歟。本願の文あきらかなり、かれを見るべし。諸行往生の機は、臨終を期し、來迎をまちえずしては、胎生邊地までもむまるべからず。このゆへに穢體亡失するときならでは、その期するところなきによりて、そのむねをのぶる歟。第十九の願にみえたり。勝劣の一段にかいては、念佛往生は本願なるについて、あまねく十方衆生にわたる。諸行往生は非本願なるによりて、定散の機にかぎる。本願念佛の機の不體失往生と、非本願諸行往生の機の體失往生と、

殿最懸隔にあらずや。いづれも文釋ことばにさきだちて歴然なり。

□ (第十九章)

一。如來の本願は、もど凡夫のためにして、聖人のためにあらざること。

本願寺の聖人、黒谷の先徳より御相承とて、如信上人ふほせられていく。世のひとつねにおもへらく、悪人なをもて往生す、いはんや善人をやど。このこと、とをくは彌陀の本願にそむき、ちかくは釋尊出世の金言に違せり。そのゆへは五劫思惟の劬勞、六度萬行の堪忍、しかしながら凡夫出要のためなり。またく聖人のためにあらず。しかれば凡夫、本願に乗じて、報土に往生すべき正機なり。凡夫もし往生かたかるべくば、願虛説なるべし、力徒然なるべし。しかるに力願あひ加して、十方衆生のために、大饒益を成す、これによりて正覺をとなへていまに十劫なり。これを證する恆沙の諸佛の證誠、あに無虛妄の

説にあらずや。しかれば御釋にも、一切善惡凡夫得生者どらのたまへり。これも惡凡夫を本として、善凡夫をかたはらにかねたり。かるがゆへに傍機たる善凡夫なを往生せば、もはら正機たる惡凡夫、いかでか往生せざらん。しかれば善人なをもて往生す、いかにいはんや惡人をやといふべしと。おほせごとありき。

□ (第二十章)

一。つみは五逆誘法むまるごしりて、しかも小罪も、つくるべからずといふ事。

かなじき聖人のおほせとて、先師信上人のおほせにいはく。世のひとつねにふもへらく、小罪なりとも、つみをかそれふもひて、とぞめばやとふもはゞ、こゝろにまかせてとぞめられ、善根は修し行せんとふもはゞ、たくはへられて、これをもて大益をもえ、出離の方法ともありぬべしと。この條真宗の肝要にそむき、先哲の口授に違せり。まづ逆罪等をつ

くること、またく諸宗のおきて、佛法の本意にあらず。しかれども惡業の凡夫、過去の業因にひかれて、これら重罪ををかす、これとぞめがたく伏しがたし。また小罪なりとも、をかすべからずといへば、凡夫こゝろにまかせて、つみをばとぞめえつべしこきこゆ。しかれども、もとより罪體の凡夫、大小を論せず、三業みな、つみにあらずといふことなし。しかるに小罪もをかすべからずといへば、あやまてもをかさば、往生すべからざるなりと落居する歟。この條もとも思擇すべし。これもし抑止門のこゝろ歟。抑止は釋尊の方便なり。眞宗の落居は彌陀の本願にきはまる。しかれば小罪も大罪も、つみの沙汰をしたくば、とぞめてこそその證はあれ。とぞめえつべくもなき、凡慮をもちながら、かくのごとくいへば、彌陀の本願に歸託する機いかでかあらん。誘法罪はまた佛法を信するこゝろの、なきよりかくるものなれば、もとよりそのうつはものにあらず。もし改悔せばむまるべきものなり。しかれば誘法闕提廻心皆往と釋せらるゝこのゆへなり。

蓮如上人御一代記聞書（略抄）

一。勸修寺村の道德、明應二年正月一日に、御前へまいりたるに、蓮如上人、おほせられさふらふ。道德は、いくつになるぞ、道德、念佛まふさるべし。自力の念佛といふは、念佛かほくまふして、佛にまいらせ、このまふしたる功德にて、佛のたすけたまんするやうにふもふて、どなふるなり。他力といふは、彌陀をたのむ一念のふころとき、やがて御たすけにあづかるなり。そのうち念佛まふすは、御たすけありたる、ありがたさくと、思ふこころをよろこびて南無阿彌陀佛くと申すばかりなり。されば他力とは他のちからといふこころなり。この一念、臨終までとほりて、往生するなりと、おほせさふらふなり。(一)

一。あさの御つごめに、いつの不思議を、とくなかにより、盡十方の無碍光は、無明のやみをてらしつゝ、一念歡喜するひとを、かららず滅度にいたらしむと候段のこころを、御法談のとき、光明遍照十方世界の文のこころと、また、月かげの、いたらぬさてはなけれども、ながむるひとの、こころにぞすむと、あるうたをひきよせ御法談候。ななかりがたさ、まうすばかりなく候ふ。上様、御立の御あとにて、北殿様の仰に、夜前の御法談、今夜の御法談とを、ひきあはせて仰候。ありがたさく是ぜひ非にふよばずと御掟候ひて、御落涙の御ことかぎりなき御ことにさふらふ。(二)

一。念聲是一ごいふこと、しらずとまうしさふらふとき仰に、かもひうちにあれば、いろほかにあらはるゝとあり。されば信をえたる體は、すなはち南無阿彌陀佛なりとこころうれば、口も心もひとつなり。(四)

一。蓮如上人仰られ候。本尊は掛やぶれ、聖教はよみやぶれど、對句に仰られ候。(五)

一。仰に、南無といふは歸命なり。歸命といふは彌陀を一念、たのみまいらること。そなり。また發願廻向といふは、たのむ機に、やがて大善大功德を、あたへたまふなり。そ

の體すなはち南無阿彌陀佛なりと仰候き。(六)

一。加賀の願生と、覺善と、又四郎とに對して。信心といふは彌陀を一念、御たすけ候へどたのむとき、やがて御たすけあるすがたを、南無阿彌陀佛とまうすなり。總じて、つみはいかほどあるとも、一念の信力にて、けしらしなひ給ふなり。されば無始已來輪轉六道の妄業、一念、南無阿彌陀佛と、歸命する佛智無生の妙願力に、ほろぼされて、涅槃畢竟の真因、はじめてきざす、ところをさすなりといふ、御ことばを、ひきたまひて仰さらひき。さればこのこころを、御かけ字にあそばされて、願正にくだされたり。(七)

一。他力の願行を、ひさしく身にたもちらがら、よしなき自力の執心にほだされて、むなしく流转しけるなりと候を、え存せずさふらふよし、まうしあげ候ごろに仰に、

きわけて、え信ぜぬもののことなりと仰られ候き。(九)

一。彌陀の大悲、かの常沒の衆生のむねのうちに、みちくたるどいへること。不審に候ご、福田寺申しあげられ候。仰に佛心の蓮華は、むねにこそひらくべけれ、はらにあるべきや。彌陀の、身心の功德、法界衆生の身のうち、こころのそこに、いりみつともあり。しかれば、ただ領解の心中を、さしてのことなりと仰さふらひき、ありがたきよし、さふらふなり。(十)

一。聖教をよくおぼえたりとも、他力の安心を、しかど決定なくば、いたづらごどなり。彌陀をたのむところにて、往生決定と信じて、ふたこころなく臨終まで、とをりさふら

はば往生すべきなり。(十二)

一。大津近松殿に對しましくて仰られ候。信心をよく決定して、ひとにもどらせよと仰られ候ひき。(十六)

一。十二月六日に、富田殿へ御下向にて候あひだ、五日の夜は大勢、御前へまいりさふらふに仰に、今夜はなにごとに、人かほくたりたるぞと、順誓まうされ候は、まことにこのあひだの御聽聞まうし、ありがたさの御禮のため、また明日御下向にて御座さふらふ、御目にかゝり、まうすべしかのあひだ、歳末の御禮のためならんと、まうしあげられけり。そのとき仰に、無益の歳末の禮かな、歳末の禮には、信心をとりて禮にせよと、かほせ候ひき。(十七)

一。仰に、ときぐ懈怠することあるとき、往生すまじきかと、うたがひなげくものあ

るべし。然れども、もはや彌陀如來を、ひとたびたのみまいらせて、往生決定ののちなれば、懈怠ふほくなることのあさましや、かゝる懈怠ふほくなるものなれども、御たすけは治定なり。ありがたやくと、よろこぶころを、他力大行の催促なりと申すと、仰せられ候ふなり。(十八)

一。御たすけありたることの、ありがたさよと念佛まうすべく候や。又御たすけあらふする事の、ありがたさよと念佛申すべく候やと、申あげさふらふとき。仰に、いづれもし、たゞし正定聚のかたは、御たすけありたると、よろこぶころ。滅度のさとりのかたは、御たすけあらうすることの、ありがたさよと申すころなり。いづれも佛になることを、よろこぶころよしと仰候なり。(十九)

かりにて、ながく生死しゃうじをすてはてて、自然の淨土にいたるなれ。この次つぎをも御法談ごほだんありて、この二首の讀はのこゝろをいひて、きかせんとてのぼりたりと仰候あふせさふらよなり。さて自然の淨土にいたるなり、ながく生死しゃうじをへだてける。さてくくあらふもしろやくと、くれぐれ御捉さちやうありけり。(二十三)

一。鳥部野を、ふもひやること、あはれなれ、ゆかりの人のあと、ふもへば。是も聖人これしやうにんの御歌おんうたなり。(二十六)

一。南無阿彌陀佛の六字を、佗宗には大善大功德だいぜんだいぐにてあるあひだ、となへてこの功德くわくを、諸佛菩薩諸天にまいらせて、その功德くわくをわがものがほにするなり。一流にはさなし、この六字の名號みょうがうわがものにてありてこそ、となへて佛菩薩ぶつぱさつにまいらすべけれ、一念一心に後生ごしうたすけたまへど、たのめばやがて御おんたすけにあづかることの、ありがたさくと、まうす

ばかりなりと仰候あふせさふらよなり。(三十三)

一。眞實信心の稱名は、彌陀廻向の法なれば、不廻向ふえかうとなづけてぞ、自力の稱念じりききらはるほといふは、彌陀のかたより、たのむこゝろも、たふとやありがたやと念佛ねんぶつまうすこゝろも、みなあたへたまふゆへに、とやせんかくやせんと、はからうて念佛ねんぶつ申すは、自力なればきらふなりと仰せさふらふなり。(三十六)

一。仰に一念發起の義、往生は決定なり。つみけして助たすけたまはんとも、罪けさずして、たすけたまはんとも、彌陀如來の御おんはからひなり。つみの沙汰無益さたわきなり。たのむ衆生しゆじやうを本ほんとたすけたまふ事ことなりと仰られ候さふらよなり。(三十九)

一。仰に身をすてゝ、をのくと同座するをば聖人しやうにんのかほせにも、四海の信心の人は、みな兄弟きょうだいと仰られれば、我われもその御おんことばのごとくなり。また同座どうざをもしてあらば、不

審なることをもとへがし、信をよくこれがしど、ねがふばかりなりと仰られ候なり。(四十)

一。愛欲の廣海に沈没し、名利の大山に迷惑して、定聚のすかに、いることをよろこばず、眞證の證にちかづく事をたのしますとまうす沙汰に、不審のあつかひどもにて、往生せんするか、すまじきなんどへ互にまうしあひけるを、ものごしにきこしめされて。愛欲も名利もみな煩惱なり、されば機のあつかひをするは、雑修なりとおほせ候なり。たゞ信するほかは別のことなしと仰られ候。(四十二)

一。今のは古いにしへをたづねべし。また古ふるきとは古いにしへをよくつたふべし。物語はうするものなり、書かきしるしたるものはうせず候。(四十五)

一。赤尾の道宗まうされ候。一日のたしなみには、朝つごめにかかさじとたしなむべし。一月のたしなみには、ちかきところ御開山様の御座候どころへ、参まゐるべしとたしなめ。

一年のたしなみには、御本寺へ參まゐるべしと嗜たしなむべしと云々。これを圓如様おとくによざやまきこしめし及れ、能申たるとおほせられ候。(四十六)

一。我が心にまかせずして心を責こころせめよ。佛法は心のつまる物ものかどふもへば、信心に御なぐさみ候さふらふと仰あふせられ候。(四十七)

一。山科にて御法談の御座候さふらふどき。あまりにありがたき御撻さぢやうどもなりとて、これを忘わすれうしてはと存ぞんじ、御座敷あざしきをたち、御堂みどうへ六人よりて談合だんがふさふらへば、面々めんめんにききかへられ候さふらふ。そのうちの四人はちがひさふらふ。大事のことにて候さふらふどまうす事ことなり。聞きまどひあるものなり。(四十九)

一。憶念稱名おくねんじょうめいいさみありてとは、稱名じょうめいはいさみの念佛ねんぶつなり。信のうへは、うれしく、いさみて、まうす念佛ねんぶつなり。(五十二)

一。實如上人さいく仰られ候。佛法のこと、わがこころにまかせず、たしなめご御
撻なり。ここにまかせてはさてなり。すなはちこころにまかせず、たしなむ心は他力な
り。(五十五)

一。御一流の義を承はりわけたるひこは有ごも、聞うる人は少なりといへり。信を
うる機まれなりといへる意なり。(五十六)

一。たれのこもがらも、われはわろきどふもふもの、ひごりこしてあるべからず。これ
しかしながら聖人の御罰を、かうぶりたるすがたなり。これによりて一人づつも、心中を
ひるがへさづば、ながき世涙梨に、ふかくしづむべきものなり。これごいふも、なにご
ぞなれば、眞實に佛法のそことを、しらざるゆへなり。(五十八)

一。みなひこの、まことの信はさらになし、ものしりがはのふせいにてこそ。近松殿の

堺へ御下向のとき、なげしにふして、をかせられ候。あとにて、このこころを、かもひ
いだしさふらへと御撻なり。光應寺殿の御不審なり。ものしりがはこは、我はこころえた
りごふもふが、このこころなり。(五十九)

一。佛法者まうされ候。わかきとき佛法は、たしなめご候。こしよれば行歩もかな
はず、ねふたくもあるなり。ただわかきとき、たしなめご候。(六十三)

一。わが妻子はご不便なることなし。それを勸化せぬは、あさましきことなり。宿善な
くばちからなし。わが身をひとつ勸化せぬものがあるべきか。(六十五)

一。慶聞坊のいはれ候。信はなくて、まぎれまはると、日に日に地獄がちかくなる。
まぎれまはるがあらはれで、地獄がちかくなるなり。うちみは信不信みえずさふらふ。と
をくいのちをもたずして、今日ばかりとかもへと、ふるきこころさしのひと申され候(六十六)

一。今日ばかり、おもふ心をわするなよ、さなきはいとど、のぞみかほきに。御歌様（六十八）
一。他流には名號よりは繪像、繪像よりは木像といふなり。當流には、木像よりはえさう、繪像よりは名號といふなり。（六十九）

一。蓮如上人仰られ候。堺の日向屋は三十萬貫を持たれども、死たるが佛にはなり候まじ。大和の了妙は帷びら一をも、きかね候へども、此度佛になるべきよと仰られ候由に候。（七十二）

一。佛法には無我と仰られ候。我と思ことは、いさゝかあるまじきこと也。われはわろしとおもふ人なし。これ聖人の御罰なりと御詞候。他力の御すすめにて候。ゆめゆめ我といふことは、あるましく候。無我といふ事、前住上人も度々仰られ候。（八十）
一。一心にたのみ奉る機は、如來のよくしろしめすなり。彌陀の唯しろしめすやうに

心中おもつべし。冥加をおそろしく存ずべきことにて候との義に候。（八十三）

一。同仰られ候。凡夫往生ただたのむ一念にて、佛にならぬ事あらば、いかなる御誓言をも仰らるべき證據は、南無阿彌陀佛なり。十方の諸佛、證人にて候。（八十五）

一。蓮如上人仰られ候。物をいへゝと仰られ候。物を申さぬ者は、おそろしきと仰られ候。信不信ともに、ただ物をいへと仰られ候。物を申せば心底もきこえ、又ひともなをさるるなり。ただ物を申せと仰られ候。（八十六）

一。聖教を拜見申すも、うかくとおがみ申すは、その詮なし。蓮如上人は、ただ聖教をば、くれくと仰られ候。又百遍これをみれば、義理をのづからうると申す事もあれば、心をとどむべきことなり。聖教は句面のごとくこゝろうへし。其上にて師傳口業はあるべきなり。私にして會釋すること、然べからざる事なり。（八十九）

一。前々住上人仰られ候。他力信心くどみれば、あやまりなきよし仰られ候。(九十)

一。一句一言も申す者は、我ど思て物を申すなり。信のうへは、われはわろしと思ひ、又報謝と思ひ、ありがたさのあまりを、人にも申すことなるへし。(九十二)

一。信もなくて、人に信をとられよくと申すは、我は物をもたずして、人に物をとらすべきといふの心なり。人承引あるべからずと、前住上人申さると、願誓に仰られ候き。

自信教人信と候時は、まづ我が信心決定して、人にも教て佛恩になるとのことに候。

自身の安心決定して教るは、すなはち大悲傳普化の道理なる由、同く仰られ候。(九十三)

一。蓮如上人仰られ候。聖教よみの聖教よまずあり。聖教よまずの聖教よみあり。文字をもしらねども、人に聖教をよませ、聽聞させて信をとらするは、聖教よまずの聖教よみなり。聖教をばよめども、眞實によみもせず法義もなきは、聖教よみの聖教よまず

なりと仰られ候。自信教人信の道理人と仰られ候事。(九十四)

一。聖教よみの佛法を申したてたることはなく候。尼入道のたぐひの、たふどやありがたやと申され候をきくては、人が信をとるご、前々住上人仰られ候由に候。何もしらねども、佛の加備力の故に、尼入道などのようこばるるをききては、人も信をとるなり。聖教をよめども名聞がさきにたちて、心には法なき故に人の信用なき也。(九十五)

一。同仰られ候。世間にて時宜しかるべきは、よき人なりといへども、信なくば心をとくべきなり。便にもならぬなり。假令片目つぶれ、腰をひき候やうなるものなりとも、信心あらん人をば、たのもしく思ふべきなりと仰られ候。(九十六)

一。前々住上人仰られ候。彌陀をたのめる人は南無阿彌陀佛に、身をばまるめたる事なりと仰られ候と云云。彌冥加を存すべきの由に候。(百)

一。何どもして、人になをされ候やうに心中を持べし、我心中をば同行の中へうち出してをくべし。下としたる人のいふことをば用ひずして、必ず腹立するなり、あさましきことなり。たゞ人になをさるゝやうに、心中を持べき義に候。(百七)

一。前々住上人仰られ候。上下老若によらず、後生は油斷にてしそんすべきの由仰られ候。(百十)

一。同仰に。まことに一人なりとも、信をとるべきならば身を捨よ、それはすたらぬと仰られ候。(百十四)

一。一宗之繁昌と申は、人の多くあつまり、威の大なる事にてはなく候、一人なりとも人の信を取が、一宗の繁昌に候。然は專修正行の繁昌は、道弟の念力より成すと、あそばされをかれ候。(百二十一)

一。前々住上人仰られ候。聽聞心に入れ申さんと思ふ人はあり。信をとらんすると思ふ人なし。されば極樂はたのしむと聞いて、參んど願ひのぞむ人は佛にならず、彌陀をたのむ人は、佛になると仰られ候。(百二十二)

一。聖教をすきこしらへ、もちたる人の子孫には、佛法者いでくるものなり。一たび佛法

法をたしなみさふらふ人は、おほやうなれども、かどろきやすきなり。(百二十三)

一。人の身には眼耳鼻舌身意の六賊ありて、善心をうばふ。これは諸行のことなり。念佛はしからず。佛智の心をうるゆへに、貪瞋癡の煩惱をば、佛の方より刹那にけしたまふなり。故に貪瞋煩惱中、能生清淨願往生心といへり。正信偈には、譬如日光覆雲霧、

雲霧之下明無闇といへり。(百三十六)

一。一句一言を聽聞するごも、たゞ得手に法を聞なり。たゞよくきゝ、心中のどほりを

同行どうぎやうにあひ、談合だんがふすべきことなりと云々。(百三十七)

一。前々住上人仰あふせられ候。神にも佛にも馴なれては、手ですべきことを足あしにてするぞと仰られける。如來聖人善知識じよしらいしやうにんぜんちしきにも、なれ申ほご御かみこゝろやすく思おもなり。馴申ほご彌渴いよくかつがう仰あふせの心を、ふかくはこぶべき事こと、尤もつてなる由よし仰あふせられ候。(百三十八)

一。くちと身みのはたらきとは、似にするものなり。心根こころねがよくなりがたきものなり。涯分がいぶん

心こころの方かたを嗜たしなみ申すべきことなりと云々。(百三十九)

一。王法は額かほにあてよ、佛法は内心ないしんに深ふかく蓄たくはへよとの仰あふせに候。仁義じんぎといふ事ことも端正たんじまあ

るべきことなるよしに候。(百四十一)

一。よろづ御迷惑きめいわくにて、油あぶらをめされ候はんにも御用脚きょうきゃくなく、やうく京きょうの黒木くろきを、すこしづゝ御おんどり候さふらよて、聖教しやうけうなど御覽ごらん候さふらよ由よしに候。又少々は月つきの光ひかりにても聖教しやうけうをあそばさ

るべきことなるよしに候。(百四十二)

一。人ひとをも田妻たゐ敷ひめしつかはれ候さふらよて、あるうへは幼童えうどうの襁褓わらわをも、ひとり御洗あらひ候さふらよ。(百四十三)

一。又仰あふせられ候。御貧あんびく候さふらよて、京きょうにて古き綿わたを御おもどり候さふらよて、御一人ひとりひろげ候事ことあり。又御衣きものはかたの破はたるをめされ候。白しろき御小袖おんこそでは美濃絹みのぎぬの、わろきをもどめやう

く一つめされ候さふらよよし仰あふせられ候さふらよ。當時たうじはかやうの事をもしり候さふらよはであるべきやうに皆みな々存さんじ候さふらよ程ていに、冥加みやうがにつき申まつすべし一大事也だいじなり。(百四十九)

一。されば彌いよかたく、仰あふせげは彌いよたかしといふことあり。物ものをきりてみて、かたきとしるなり。本願ほんがんを信じて殊勝しゆしようなるほどもしるなり。信心しんじんふこりぬれば、たふごくありがた

く、よろこび增長あるなり。(百五十一)

一。佛說に、信誇あるべきよしを説きたまへり。信する者ばかりにて誇する人なくば、ときをきたまふこと、いかゞとも思ふべきにはや誇するものあるうへは、信せんにをしては、必往生決定との仰に候。(百五十三)

一。同行のまへにては、よろこぶものなり。これ名聞なり。信のうへは一人居てよろこぶ法なり。(百五十四)

一。佛法には世間のひまを闕てきくべし。世間の隙をあれて法をきくべき様に思ふ事淺間敷ことなり。佛法には明日といふ事は、あるまじき由の仰に候。たゞひ大千世界に、みてらん火をもすぎゆきて、佛の御名をきく人は、ながく不退にかなふなりと、和諧にあそばされ候。(百五十五)

(百六十二)

一。一心とは、彌陀をたのめば如來の佛心と、一つになしたまふが故に一心といへり。

一。或人申され候と云々。我是井の水をのむも佛法の御用なれば、水の一口も如來聖人の御用と存候由申され候。(百六十二)

一。御膳まいり候時には御合掌ありて、如來聖人の御用にて衣食よど仰られ候(百六十九)一。人はあがりくして、ふちばをしらぬなり。ただつゝしみて不斷そらかそろしきことと、毎事に付て心をもつべきの由仰られ候。(百七十)

一。往生は一人のしのぎなり。一人々々佛法を信じて、後生をたすかる事なり。よそ事のやうに思ふ事は、且は我身をしらぬことなりと、圓如仰候ひき。(百七十一)

一。前々住上人おどろかす、かひこそなけれ村雀耳なれねれば、なるこにぞのる。

此歌を御引ありて折々仰られ候。ただ人は皆耳なれ雀なりと仰られしと云々。(百七十四)

一。心中をあらためんとまでは思ふ人はあれども、信をどちらんと思ふ人はなきなりと仰

られ候。(百七十五)

一。或人いはく前々住上人の御時、南殿とやらんにて人蜂を殺し候に。思ひよらず念佛申され候。其時何と思ふて念佛をば申たるとかほせられ候へば、ただかあいやと存するばかりに申候と申されければ。かほせられ候は、信のうへは何ともあれ、念佛申は報謝の義と存すべし、皆佛恩になるとかほせられ候。(百八十一)

一。信をどらぬによりてわろきぞ、たゞ信をどれと仰られ候。善知識のわろきと仰られけるは、信のなきことをわろきと仰らるゝなり。然者前々住上人、或人を言語道斷わろきと仰られ候處に、其人申され候。何事も御意のごとくと存候と申され候らへば、

仰られ候。ふつとわろきなり、信のなきは、わろくはなきかと仰られ候と云々。(百八十六)

一。よきことをしたるが、わろき事あり、わろき事をしたるが、よき事あり。よきことをしても我は法義に付て、よき事をしたると思ひ、我といふ事あればわろきなり。あしき事をしても心中をひるがへし。本願に歸すれば、わろき事をしたるが、よき道理になる山仰られ候。しかれば蓮如上人は、まいらせ心がわろきと仰らるゝと云々。(百八十九)

一。いたりてかたきは石なり、至てやはらかなるは水なり。水よく石を穿つ、心源もし徹しなば、菩提の覺道何事か成せざらん、といへる古き詞あり。いかに不信なりとも、聽聞を心にいれまうさば、御慈悲にて候間、信をうべきなり。只佛法は聽聞に、きはまることなりと云々。(百九十三)

一。人のわろきことは、よくよくみゆるなり。我身のわろきことは、かほえざるものな

り。我身にしられて、わろきことあらば、よくくわろければこそ、身にしられ候どもひて、心中をあらたむべし。ただ人のいふことをば、よく信用すべし、我わろきことは、

ふほえざるものなる由仰られ候。(百九十五)

一。佛法談合のとき、物を申さぬは信のなきゆへなり。我心にたくみ案じて申すべきやうに思へり。よそなる物をたづねいだすやうなり。心にうれしき事は其儘なるものなり。寒なれば寒、熱なれば熱と、そのまま心のどほりをいふなり。佛法の座敷にて物を申さぬことは不信の故なり。また油斷といふ事も、信のうへの事なるべし。細々同行により合、讃嘆申さば油斷はあるまじきの由に候。(二百三)

一。蓮如上人、幼少なる者には、まづ物をよめどかほせられ候。又其後はいかによども、復せずば詮あるべからざる由かほせられ候。ちと物に心も付候へば、いかに物を

よみ聲をよく讀しりたりとも、義理をわきまへてことどふほせられ候。其後はいかに文釋を覺たりとも信がなくば、いたづら事よどかほせられ候。(二百十五)

一。物にあくことはあれども、佛に成ことど、彌陀の御恩を喜ぶとは、あきたる事はない。焼ども失もせず重寶は、南無阿彌陀佛なり。然ば彌陀の廣大の御慈悲殊勝なり。信有

る人を見るさへたふどし、よくくの御慈悲なりと云々。(二百二十一)

一。信決定の人は、佛法の方へは身をかろくもつべし。佛法の御恩をば、ふもくうやまふべしと云々。(二百三十二)

一。前々住上人仰られ候。佛法者には法の威力にて成なり。威力でなくば、なるべからずと仰られ候。されば佛法をば學匠物しりはいひたてす。たゞ一文不知の身も、信ある人は佛智を加へらるゝ故に、佛力にて候間、人が信をどるなり。此故に聖教よみど

て、しかも我はと思はん人の、佛法をいひたてたることなしと仰られ候事に候。たゞなにしらねども、信心決定得の人は、佛よりいはせらるゝ間、人が信をどるとの仰に候。

(二百三十六)

一。彌陀をたのめば南無阿彌陀佛の主になるなり。南無阿彌陀佛の主に成といふは、信心をうることなりと云々。又當流の眞實の寶といふは南無阿彌陀佛、これ一念の信心なりと云々。(二百三十七)

一。蓮如上人、御廊下を御どほり候て、紙切のうちて候ひつるを御覽ぜられ、佛法領の物を、あだにするかやと仰られ、兩の御手にて御いただき候と云々。總じて、かみのきれなんどのやうなる物をも、佛物と思召御用ひ候へば、あだに御沙汰なく候の由、前々住上人御物語候ひき。(三百八)

一。蓮如上人仰られ候。世間佛法ともに、人はかろくとしたるがよきと仰られ候。黙たるものを御きらひ候。物を申さぬがわろきと仰られ候。又微音に物を申を、わろしど仰られ候と云々。(三百十一)

一枚起請文

建暦二年正月二十三日

源空御判

もろこし我朝に、もろくの智者たちの沙汰し申さるる、觀念の念にもあらず。又學問をして、念のこころをさとりて、申す念佛にもあらず。

ただ往生極樂のためには、南無阿彌陀佛と申せば、疑ひなく往生するぞと思ひとりて申すほかには、別の仔細候はず。

但し三心四修なんご申すことの候ふは、みな決定して、南無阿彌陀佛にて往生するぞ
と、思ふうちにこもり候なり。

この外に奥深きことを存ぜば、二尊の御あはれみにはづれ、本願にもれ候べし。
念佛を信ぜん人は、たどひ一代の法を、よくく學すども、一文不知の愚鈍の身になして、尼入道の無智のともがらに、おなじくして、智者のふるまひをせずして、唯一向に念佛すべし。

爲^スレ證^ト以^テニ兩手印^ヲ

淨土宗の安心起行この一紙に至業せり、源空が所存此外に全く別義を存せず、滅後の
邪氣を防がんが爲に所存を記し畢ぬ。

横川法語

先二惡道をはなれて人間に生ること大なるよろこびなり
身はいやしくとも畜生にふとらんや
家はまづしくとも餓鬼にまさるべし
心におもふことかなはずとも地獄の苦にくらぶべからず
世のすみうきは、いとうたよりなり
この故に人間に生れたることをよろこぶべし
信心あされども、本願ふかきが故に、たのめば必ず往生す
念佛ものうけれども、となうれば定めて來迎にあづかる

功德莫大なるが故に本願にあふことをよろこぶべし

また曰はく

妄念はもどより凡夫の地體なり

妄念の外に別に心はなきなり

臨終の時までには、一向妄念の凡夫にてあるべきぞとこころへて

念佛すれば來迎にあづかりて、蓮臺に乗する時こそ、妄念をひるがへして、さとりの心となれ

妄念のうちより申しいだしたる念佛は、にごりにしまぬ蓮の如くにて、決定往生うたがひあるべからず

明治天皇御誓文

一 廣く會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ
 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサフシメン事ヲ要ス
 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
 我國未嘗有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民
 保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

朕惟^{ナシ}、孝ニ^{ココリ}我^カ皇祖^{タリウツクワ}皇宗國^{ウツカニハラ}肇^{ハラム}、樹^{ツル}德^ト宏遠^{アキシム}、樹^{ツル}德^ト深厚^{シヨウ}ナリ。我^カ臣民^{クマツ}克^ク忠^チ、我^カ臣民^{クマツ}克^ク實^{サシ}。

ク孝ニ^{ココリ}我^カ皇祖^{タリウツクワ}皇宗國^{ウツカニハラ}肇^{ハラム}、樹^{ツル}德^ト宏遠^{アキシム}、樹^{ツル}德^ト深厚^{シヨウ}ナリ。我^カ臣民^{クマツ}克^ク忠^チ、我^カ臣民^{クマツ}克^ク實^{サシ}。

ニ此ニ存^ス爾臣^{マサニ}民父母^{ミンブウ}ニ孝^ニ、兄弟ニ友^ニ、夫婦相和^シ、朋友相信^シ、恭儉己^レ持^シ博愛衆^ニ及^シ。

ヲ重^シ國法^ノ遵^ヒ、一旦^{アタシ}緩急^{アラシ}アレハ義勇公^ニ奉^シ以^テ天壤無窮^ノ、皇運^ヲ扶翼^ス、是^ノ如^キ。

ホシ學^ヲ修^メ業^ヲ習^ヒ、以^テ智^能ヲ啓發^シ、德器^ヲ成就^シ、進^テ公益^ヲ廣^メ、世務^ヲ開^キ常^ニ國憲^ニ及^シ。

斯^ノ道^ハ實^ニ我^カ皇祖^{タリウツクワ}皇宗^ノ遺訓^ニ、シテ子孫^{シシ}臣民^ノ俱^ニ、以^テ天壤無窮^ノ、皇運^ヲ扶翼^ス、是^ノ如^キ。

ハ獨^リ朕^カ忠良^ノ臣民^{タルノミナラズ}、又^以テ爾^祖先^ノ遺風^ヲ顯彰^{スルニ}足^{ラン}。

ラス之^ヲ中外ニ施^シテ梓^{ラス}朕爾臣^{マサニ}民^ト俱^ニ、拳々服膺^シテ咸^其德^ヲ、一ニセンコトヲ庶幾^フ。

明治二十三年十月三十日

教育ニ關スル勅語

御名

御璽

朕惟^{ナシ}、方今人文日^ニ就^リ月^ニ將^ミ東西相倚^リ、彼此相濟^シ以^テ其^ノ福利^ヲ共^ニ。朕^ハ爰^ニ就^キ荒怠相誠^ス、自彌息^{マサル}ヘシ。

益^テ國交^ヲ修^メ友義^ヲ惇^シ列^國、ト與^ニ永^ク其^ノ慶^ニ賴^{ラム}コトヲ期^ス。顧^{ミルニ}日進^ノ大勢^{セシ}。

ニ伴^ヒ文明^ノ惠澤^ヲ共^ニ、セムトスル固^{ヨリ}內^國運^ノ發展^ニ須^ツ戰後^日尙淺^ク庶政^{益^々}更張^ス。

ヲ要^ス宣^ク上下心^ヲ、一ニシ忠實業^ニ服^シ勤儉產^ヲ治^メ、惟^レ信惟^レ義醇厚俗^ヲ成^シ、華^ヲ去^リ。

民^ノ恪^守シ^シ、抑^ク我^カ神聖ナル祖宗^ノ遺訓^ト我^カ光輝アル國史^ノ成跡^トハ炳^ト炳^ト、日星^ノ如^シ寔^ニ克^ク。

ク朕^カ旨^ノ體^{セヨ}、協翼ニ倚^ス、維新ノ皇猷^ヲ恢弘^シ、祖宗^ノ威德^ヲ對揚^{セム}コトヲ庶幾^フ爾臣^民其^レ克^ク臣^ク。

明治四十一年十月十三日 御

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シテ振作シテ以テ國本ヲ固クセ
サルヘカラス是ヲ以ラ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ戒諒ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ効果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ
輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸タ萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル况ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツフヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更

張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實効ヲ擧タルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇上ス智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ノ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りリテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉ト福國ルヘシ朕ハ臣民ノ協契ニ賴リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名
攝政
御璽

大正十二年十一月十日

今上天皇陛下御即位ノ勅語
キンジャウテンリウヘイカ ゴソクヨウ

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ不基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク
皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ
皇祖考古古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闡キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ不績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣ブ朕寡薄ヲ以テ恭シク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ賴リ以テ天職ヲ治メ墜ス

コト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ
朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進ヌムコトヲ念ヒ外
ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆
其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺

昭和三年十一月十日

御名御璽

第一條
第二條
第三條
第四條
第五條
第六條
第七條

大日本帝國憲法

四

明治二十二年二月十二日

憲法發布ノ勅語

憲法發布ノ勅語
朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及
將來ノノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタ
此ノ光榮ヲ崇事トナリ朕我カ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シシ公ニ殉ヒ以テ此ノ光
榮ヲ崇事トナリ朕我カ臣民ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ此ノ光榮ヲ中外ニ宣
揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑
ハサルナリ

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避タル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル
 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
 第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
 第十七條 摄政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
 摄政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ
 第二章 臣民権利義務
 第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
 第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均々文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得
 第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス
 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ住居及移轉ノ自由ヲ有ス
 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
 第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定タル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ
 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定タル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ
 及搜索セラルコトナシ
 第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定タル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ
 第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ
 第二十八條 公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定マル所ニ依ル
 第二十九條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
 第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得
 第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨ク
 第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ
 帰行ス
 第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
 第二十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
 第二十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第二十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
 第五十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス
 第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得
 第二十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得
 但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
 第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス
 第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長
 第四十三條 スルコトアルヘシ
 第四十四條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ當會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ由
 第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ
 第四十六條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
 第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スユトヲ得
 第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ提出スル請願書ヲ受クルコトヲ得
 第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲タルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得
 第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ
 第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルコトナシ
 第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得
 第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ補弼シ其ノ責ニ任ス

第四章 國務大臣及樞密顧問
 第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
 第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 第五十九條 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルコトナシ
 懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十一条 行政官廳ノ違法處分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
但シ報價ニ屬スル行政上ノ手數料及其他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ每年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ム

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出ス將來增額ヲ要スル場合

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ

第六十八條 ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十九條 義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十九條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得
第六十九條 避ケヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検查報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會

ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員ノ三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヰタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

聖德太子十七條憲法

(和譯)

22

一章
一に曰く。和を以て貴しこなし。怍ふここと無きを宗と爲す。人皆黨有り、亦達者少し。是を以て或は君・父に順はず、乍、隙里に違ふ。然れども上和ぎ下睦びて、事を論はんに當ひなば、則ち事理自らに通る。何事か成らざらん。

二章
二に曰く。篤く三寶を敬へ。三寶とは佛法・僧なり、則ち四生之終歸にして、萬國之極宗なり。何れの世、何れの人か是の法を貴ばざる。人尤た惡しきもの鮮し、能く教ふれば從ふ。其れ三寶に歸りまつらずば、何を以てか枉れるを直うせん。

三章
三に曰く。詔を承けては必ず謹め。君をば則ち天とす、臣をば則ち地とす。天覆ひ、地載す。四の時順り行き、萬の氣通ふを得。地天を覆さんと欲すれば則ち壞を致さんのみ。是を以て、君言へば臣承はる、上行へば下順く。故に詔を承けては必ず謹め。謹まざれば自ら敗れなん。

四章
四に曰く。羣卿・百寮禮を以て本と爲よ。其れ民を治むるの本は要す禮に在り。上禮不きときは下齊はず、下禮無ければ以て必ず罪有り。是を以て羣臣禮有るときは位の次亂れず。百姓禮有るときは國家自らに治まる。

五章
五に曰く。餐を絶ち、欲を棄て、明に訴訟を辨へよ。其れ百姓の訴は一日に千事あり、一日すら尙を爾り、況して歳を累ねるをや。頃訴を治むる者は利を得る。

23

を常と爲し、賄を見ては讐を聽く。便ち財あるものの訟は石を水に投ぐるが如し、乏しき者の訴は水を石に投ぐるに似たり。是を以て、貧民は則ち由る所を知らず。民道亦焉に闕けぬ。

六に曰く。惡しきを懲し善を勸むるは古の良典なり。是を以て人の善を匿すこと無く、惡を見ては必ず匿せ。其れ詔ひ詐る者は則ち國家を覆すの利器たり。人民を絶つの鋒剣たり。亦佞り媚ぶる者は上に對ひては則ち好みて下の過を説き、下に逢ひては則ち上の失を誹謗る。其れ如此の人は皆君に忠無し、民に仁無し、是大なる亂の本なり。

七 章

七に曰く。人各任有り、掌ること宜しく濫れざるべし。其れ賢哲を官に任すときは頗むる音則ち起り、奸者官を有つときは禍亂則ち繁し。世に生れながら知るもの

の少し、剋念ひて聖を作。事大と少と無く、人を得て必ず治まり、時急と緩と無く、賢に遇うて自ら寛なり。此に因て國家永く久しくして社稷危きこと勿し。故に、古の聖王は官の然に以て人を求む、人の爲に官を求めたまはず。

八 章

八に曰く。羣卿・百寮早く朝り晏く退でよ。公事は監廢し、終日にも盡し難し。是以て遅く朝れば急なるに逮ばず、早く退れば必ず事盡さず。

九 章

九に曰く。信は是れ義の本なり。事毎に信有れ、其れ善し・惡し・成る・敗るは要す。信に在り。羣臣共に信あるときは何事か成らざらん。羣臣信無ければ萬のこと悉に敗る。

十 章

十に曰く。恐を絶ち、眞を棄て、人の進ふを怒らざれ。人皆心有り、心各執

有り、彼是むずれば則ち我は非みす。我是むずれば則ち彼は非みす。我必ずしも聖に非
ず、彼必ずしも愚に非す。共に是れ凡夫のみ、是みし非みするの理詎ぞ能く定む可
相共に賢く愚かなること銀の端無きが如し。是を以て彼の人は眞ると雖も還つて我が失
を恐る。我獨り得たりと雖も衆に従ひて同じく舉へ。

十一に曰く。功過を明察にして賞と罰と必ず當てよ。日者、賞は功に
在きてせず、罰は罪に在きてせず。事を執れる羣卿宜しく賞・罰を明にすべし。
十二に曰く。國司・國造は百姓に歛ること勿れ。國に二の君非し、民に兩の主無
し。羣士の兆民は王を以て主となす。任せる官司は皆是れ王の民なり。何ぞ敢て公
の與に百姓に賦め歛らん。

十三に曰く。諸の官を任せらる者同じく職掌を知れ。或は病し或は使して事に闘くる有
らん、然れども知るを得るの日には和ぐこと智より職れるが如くせよ。其れ興り聞くこ
と非しといふを以て公務を妨げること勿れ。

十四に曰く。羣臣百寮嫉み妬むこそ有ること無かれ。我既に人を嫉めば人亦我を嫉
む。嫉・妬の患其の極を知らず。所以に智己に勝れば則ち悦ばず、才己に優れば則ち
嫉妬む。是を以て五百歳にして後乃今し賢に遇ふとも、千載にして以て一の聖を行つこ
と難し。其れ聖・賢を得ざれば何を何てか國を治めん。

十五に曰く。私に背きて公に向ふは是れ臣之道なり。凡そ人に私有れば必ず恨あ

十
三
章

十
四
章

十
五
章

り、慎有れば必ず同はす、同はされば則ち私を以て公を妨ぐ、忙起れば則ち制に違ひ法を害る。故に初の章に云へらく、上・下和ぎ諧へど、其れ亦是の情なる歟。

十六章

十六に曰く。民を使ふに時を以てするは古の良典なり。故に冬の月には間有り、以て民を使ふべし。春より秋に至りては農・桑の節なり、民を使ふ可からず。其れ農らば何をか食はん、桑せすば何をか服ん。

十七章

十七に曰く。大なる事をば獨り断む可からず。必ず衆と與に宜しく論ふべし。少け事は是れ輕し、必ずしも衆ごす可からず。唯大なる事を論はんに逮びては、若失有らんことを疑ふ。故に衆と與に相辨ふるときは辭則ち理を得ん。

真宗聖典

定價 參拾錢

〔送料四錢〕

編纂者兼
發行者 高橋常雄

愛媛縣溫泉郡三津濱町二四四四
印刷者 高橋專雄
愛媛縣溫泉郡三津濱町二四四四
印刷所 四恩協會印刷部

不許

複製

刷印 日一月八年九和昭
行發 日五月八年九和昭

發行所

愛媛縣溫泉郡三津濱町

四

恩

協

會

振替大阪五七六三一
電話三〇三番

月刊雑誌

慈悲の國

一ヶ年 壱圓參拾錢

一部 拾貳錢

親鸞聖人の信念を中心として

高橋常雄の信念を表現す

『質疑應答』あり、讀者の質疑に應答す

『信仰座談』あり、全國各地の求道の人と直接信仰上の座談をなしその要點を

集む

『四恩の會』あり、全國巡講中に會合したる要點を記す

その他『感興欄』あり、讀者の法悅の歌を集む

本誌は健摶なる純信仰雑誌にして毎月の誌上百花爛漫たる法園なり

見本は二錢切手四枚送られたり

▼申込所

振替大阪五七六三一一番

四恩協會

月刊雑誌

聖德

一ヶ年 一圓六十錢
一部 十五錢

- ▲本誌は我國文化の祖神、聖德太子を本尊とす
- ▲本誌は聖德太子十七條憲法の精神を強調す
- ▲本誌は佛教の見地より日本精神を振作す
- ▲本誌は忘れられんとする佛教の再認識を促す
- ▲本誌は教育家、町村史員、中堅男女青年に歡迎せらる
- ▲毎月一回一日發行 ▲見本三錢切手五枚送られたり

▼申込所

愛媛縣三津濱町振替大阪四三六一二番

聖德太子教會

高橋常雄著

正信偈の座談

上二卷

四六版二冊
六百十四頁

定價一圓五十錢
送料十八錢

●本書の特徴
▲「講話」あり、研究的解釋と通俗的解釋を兼備せること▲『座談』あり求道者の肺腑をえぐり信念を確立せしむること必然なり▲全然舊來の型を破つて宗教書に新しい著作の道を開き得たり▲讀んで飽くことなし趣味津々たり▲布教家や信者達が座談で三五の人と話し合ふ時の教材によろしい▲上下二冊六百十四頁の大本が僅に一圓五十錢、佛教書唯一の價格の低廉

申込所

愛媛縣三津濱町

四恩協會

振替大阪五七六三一番

終

